

子どもの権利条約 (政府訳より要約)

(1989.11.20 国連第44回総会採択 1990.9.2 発効)

- 第1条 児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、適用される法律により早く成年に達したものを除く。
- 第2条 児童は、いかなる差別もなしに、この条約に定める権利を尊重する。
- 第3条 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が考慮される。
- 第4条 締約国は、この条約に認められる権利実現のため、最大限の範囲内で措置を講ずる。
- 第5条 親または法廷保護者の児童に、指導の責任、権利、義務を尊重する。
- 第6条 児童の生存と発達を最大限に確保する。
- 第7条 児童は、出生の時から氏名と国籍を取得する権利を有する。
- 第8条 児童の身元確認事項を保持する権利を尊重する。
- 第9条 児童は、その意志に反して、父母から分離されないことを確保する。
- 第10条 父母と異なる国に居住する児童は、再統合を目的とする出入国、定期的接触を維持する権利を有する。
- 第11条 児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去する。
- 第12条 児童は、自由に自己の意志を表明する権利を確保する。
- 第13条 児童は、表現の自由についての権利を有する。
- 第14条 締約国は、思想、良心及び宗教の自由について児童の権利を尊重する。
- 第15条 結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 第16条 児童の私生活、家族、住居、通信に対し、不法に干渉されない。
- 第17条 締約国は、国の内外からの多様な情報及び資料を利用する権利を有する。
- 第18条 児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保する。
- 第19条 締約国は、あらゆる虐待から児童を保護する立法上、行政上、社会上、教育上の措置をとる。
- 第20条 家庭環境を奪われた児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 第21条 養子縁組みの制度を認める締約国は、児童の最善の利益について、最大の考慮が払われることを確保する。
- 第22条 難民の児童は、適当な保護及び人道的援助を受ける。
- 第23条 精神的または身体的な障害を有する児童は、その尊厳を確保する。
- 第24条 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための児童の権利を認める。
- 第25条 身体または精神の養護、保護または治療の目的として収容された児童の権利を認める。
- 第26条 社会保障からの給付を受ける権利を認める。
- 第27条 身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についての権利を認める。
- 第28条 教育についての児童の権利を認める。
- 第29条 児童の教育は、人格、才能並びに精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させることを指向する。
- 第30条 少数民族や原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに、自己の文化を享受し、宗教を信仰し、自己の言語を使用する権利を認める。
- 第31条 休息、余暇についての児童の権利を認める。
- 第32条 児童は、経済的な搾取から保護され、教育、健康、道徳、社会的な発達に有害となる労働から保護される。
- 第33条 麻薬及び向精神薬の不正な使用から保護される。
- 第34条 あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護する。
- 第35条 あらゆる形態の児童の誘拐、売買、又は取引を防止する。
- 第36条 児童の福祉を害するすべての形態の搾取から保護される。
- 第37条 いかなる児童も拷問または他の残虐な非人道的な取扱いや刑罰を受けない、また不法に自由を奪われない。
- 第38条 15歳未満の者は、敵対行為に直接参加しないことを確保する。
- 第39条 あらゆる形態の搾取もしくは虐待、拷問もしくは他のあらゆる形態の非人道的な取扱い、または武力紛争による被害より回復及び復帰を促進するための適当な措置をとる。
- 第40条 刑法を犯したと訴追され、または認定された児童は、年齢を考慮し、社会において建設的な役割を担うことが促進されることを配慮する。
- 第41条 この条約のいかなる規定も、締約国の法律、国際法に含まれる。
- 第42条 締約国は、この条約の原則及び規定を、成人及び児童のいずれにも広く知らせる。
- 第43条～第54条は、条約の手続きに関することであるので、省略する。

「子どもの保健工」佐藤益子編 なるみ書房

2014